

自動車認証審査部における審査の概要について

自動車認証審査部 杉崎 友信

1. はじめに

自動車を購入し使用する際、その自動車が安全・環境基準に適合しているかどうかを効率的にチェックするため、自動車、共通構造部及び自動車装置（以下「自動車等」という。）の「型式指定制度」が設けられている。

自動車認証審査部（以下「審査部」という。）は、型式指定制度の一環として、自動車等の安全・環境基準への適合性の確認を行うとともに、政府が高齢運転者の交通事故対策の一環として推奨する先進技術の性能評価を行っている。

また、近年、自動車メーカー等による型式指定に係る不正行為が相次いで発生し、国土交通省が設置した「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」でのとりまとめ結果を踏まえ、今後審査部においても様々な取り組みを行っていく必要がある。

ここでは、昨今の審査部の取組を概説する。

2. 自動車認証審査部の業務実績

2. 1. 型式指定の審査実績

2024年度の審査型式数について、自動車は1,724型式（前年同数）、共通構造部及び自動車装置は610型式（前年比311型式減）となっている（図1）。

このうち、国連の「車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）」に基づく、日本政府による装置型式指定認可証（E43）発行について、2024年度は304型式（前年度比232型式減）であった。

また、メーカーの設計・開発をより円滑に進めるため、審査業務に先立ち試験を行う先行受託試験について、2024年度は309件（前年比1件減）の受託があった。

2024年度は、一部の自動車メーカー等による認証不正の影響により、一時的に装置指定型式数が減少したものと考えられる。

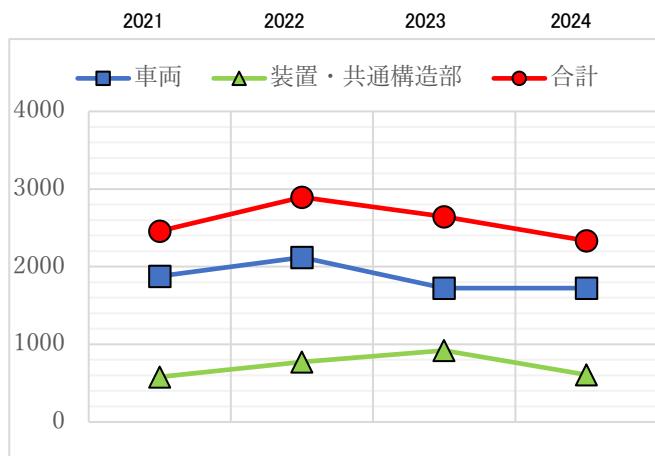


図1 審査型式数の推移

2. 2. 特定改造の審査実績

2020年11月に特定改造等許可制度が施行され、申請者が特定改造等を適確に実施するに足りるかどうかを審査する能力審査、プログラム等の改変により改造された自動車の保安基準適合性審査を開始した。

2024年度は特定改造等能力審査を9件（前年度比5件増）、特定改造等に係る保安基準適合性審査を124型式（前年度比67件増）実施した。（※特定改造とは自動運行装置等のプログラムの改変・改造により自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるもの）

2. 3. 新基準に対応した審査

2024年度に新たに導入された基準は18件（うち新基準3件、基準改正15件）であった。新基準である「大型車用事故情報 計測・記録装置に係る協定規則（R169）」、「縦・横方向の運行支援機能に関する統一規則」（R171）及び「バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則（R170）」をはじめとして、新たに導入された基準について適切かつ円滑に審査できるよう体制を構築し、的確な審査の実施に努めた。

2. 4. 先進安全技術の性能評価試験実績

政府が推進している「安全運転サポート車」の普及啓発のため、2018年度に創設された先進安全技術に係る国の性能認定制度に基づき、性能評価試験を実施している。当初導入された乗用車の衝突被害軽減ブレーキ（対車両要件）に加え、2020年度より、対歩行者要件、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定要件が新たに追加された。これらの試験について、2024年度の実績は申請自動車メーカー数が6社、評価型式数が17型式であった。



図2 衝突被害軽減ブレーキ性能評価試験の様子

2. 5. 國際基準調和及び相互承認の進展

進展する自動車技術に対応するとともに、我が国技術の国際標準の獲得を目指す国土交通省を支援するため、国連の自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）本会議や傘下の専門家会議に参加し、新基準の導入や基準改正について提案並びに意見交換を行った。2024年度においては、関連する国際会議へ133回（前年比15回増）参加し、また、駐車状態時の灯火器の動作に係る専門家会議において共同議長を務めるなど、主体的な役割も担っている。

アジア諸国における国際相互承認制度の進展に貢献するため、2024年度は4か国に対し試験方法に関する講義や実地研修を計5回実施した。現在、アジアにおいて1958協定に加盟している国は7カ国であり、今後も国土交通省とともに国際相互承認制度の進展に向け、技術支援を進めていく。

3. 新たな取り組み

3. 1. 認証不正への対応

自動車メーカー等による型式指定に係る不正行為の防止策として、型式指定後の段階での型式指定車の保安基準適合性等を確認する「量産車適合性監視」が

制度化された。審査部では、同制度により自動車メーカーが行う試験について、適切に実施しているかどうか確認することとなっていることから、令和8年4月からの制度開始に向け、実施体制の構築を進めていく必要がある。

また、近年、自動車技術の進展等により新たな安全・環境基準が次々と導入されていることから、審査に関する様々な相談を受け付ける窓口を新たに設置し、自動車メーカー等に対して試験方法に係る技術的な助言を行い、開発や認証業務の効率化を促進していく。

3. 2. 検査対象外軽自動車等の装置認定

二輪車の輸出を促進するため、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車についてもUN認可証（E43）の取得が可能となるよう、関係省令の改正が進められている。今後、それらの装置型式認定に関する認証審査を実施していくため必要な審査体制の整備を進めていく。

4. まとめ

自動運転技術等の複雑で高度な新技術の導入・普及やサイバーセキュリティをはじめとする新たな視点からの基準の導入に伴い、審査に必要となる知識・技術の範囲が拡大してきている。また、基準の国際調和や相互承認など、審査業務の国際化の必要性も増しているところである。

このような中、審査部は、適切な審査体制を確保し業務を的確に実施することにより、自動車の安全・環境確保を図っていくとともに、自動車産業の成長にも貢献できるよう努めていく所存である。